

灘区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 3 月 12 日 灘区長決定
令和 8 年 4 月 1 日 最終改正

(目的)

第 1 条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 14 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 要綱別表第 2 に定める事業については、別表 1 の基準により助成するものとする。

(その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 灘区ふれあいのまちづくり助成実施要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

助成対象活動	助成条件	助成額
地域イベント事業	地域住民の参加を得て、文化祭、もちつき、七夕等の地域イベントを実施	審査により交付額を決定。複数事業可。ただし、上限年140,000円とする。
広報活動事業	広報紙を年2回以上発行	審査により交付額を決定。ただし、上限年60,000円とする。
人材発掘・育成事業及び地域交流センターの利用促進事業	ふれまち協や地域活動を担う人材の発掘・育成につながる事業及び地域交流センターの利用促進事業をふれまち協から提案し、実施する。ただし、事業の会場もしくは発着地を原則として地域交流センターにすること、及びふれまち協の活動の広報啓発を行うこと。	審査により交付額を決定。複数事業可。ただし、上限年 200,000 円とする。
ICT 推進事業	デジタル化による事務事業の効率化・利用者の利便性向上につながる事業をふれまち協から提案し、実施する。	審査により交付額を決定。複数事業可。ただし、上限年 100,000 円とする。
サテライト実施	- 合理的な理由に基づき、協議会が自治会館など地域交流センター以外の場所で実施する公益活動（支出が発生しない活動や協議会会員のみや特定の個人のみが参加する活動を除く） - 別表 1 との併用不可	審査により交付額を決定。ただし、上限年 60,000 円とする。
学生ボランティアとの協働事業	- ふれあいのまちづくり協議会が行う事業に学生ボランティア（年齢は問わない）を参画させること - 学生ボランティアへの交通費、謝礼、ボランティア保険費用、学生を募集するにあたっての広報活動等に活用 - 他のふれあいのまちづくり助成（別メニュー）との併用が可能（ただし、会計処理は分けること）	審査により交付額を決定。ただし、上限年 30,000 円とする。